

令和5年度第7回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和5年10月10日（火）
招 集 場 所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員 6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員 16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員 欠席農業委員 10番 関本五郎委員
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 三島通政委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 矢倉守委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 尾坂宣雄委員 福島公明委員 橋本慎一委員 田中英省委員 高濱健委員
事 務 局	日浦事務局長 古橋事務局長補佐 妹尾係長 石田主任、渡邊主事
傍 聴 人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地利用計画の一部変

更に係る意見照会に対する回答について

エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等
促進計画に係る意見照会に対する回答について

カ 第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

4 報告事項

（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

（3）農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について

（4）非農地現況証明について

（5）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について

（6）農地転用現況確認書の交付について

（7）相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について

（8）その他

議事開始 午後2時30分

議長（角会長）

第7回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号１３番の竹中委員と議席番号１４番の田子委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、関本委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（日浦事務局長）

議案の追加等は、ありません。

議長（角会長）

それでは審議に入ります。３ページ、議案第１号をお願いします。

農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第３条第１項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、４ページ、番号３１の尾高から５ページ、番号３９の和田町について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

３条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号３１番及び３２番の尾高の議案について説明いたします。伯仙小学校近くにあります田１筆６３１平方メートル、田１筆１８２２平方メートルの農地をこの度合意され圃場近くを耕作する譲受人と売買されるものです。

番号３３番及び３４番の岡成の議案について説明いたします。岡成神社近くにありますが畑２筆７２２平方メートル、畑１筆７９３平方メートルの農地をこの度合意され、それぞれの住居に近い圃場を売買されるものです。

番号３５番、３６番及び３７番の日下の議案について説明いたします。新日下橋近くにありますが畑２筆１６５平方メートル、畑１筆２２７

平方メートル、畑1筆 251平方メートルの農地をこの度合意され、35番、36番は親族間で贈与、37番は長らく管理を任されていた譲受人と売買されるものです

番号38番の大崎の議案について説明いたします。美保霊園近くにあります畑1筆1236平方メートルの農地をこの度合意され贈与されるものです。

番号39番の和田町の議案について説明いたします。大篠津小学校近くにありますが畑2筆333平方メートルの農地をこの度合意され売買されるものです。

3条許可案件は以上9件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（角会長）

番号31の尾高から番号34の岡成について、担当委員さんから補足があればお願いします。

中本農業委員

番号31と番号32について補足させていただきます。現地調査は9月3日、調査委員は私、中本と木下委員、尾坂推進委員で行いました。

番号31は譲渡人は高齢のため、近所の譲受人にお願いしこの度売買に至ったということですし、番号32は譲渡人の実家が、譲受人の近所であり、今後、耕作していくことができないということで売買に至ったということです。以上、問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（角会長）

続きまして番号３３から番号３４について、補足があればお願いします。

尾坂推進委員

尾坂です。番号３３と番号３４については関連議案ですので補足させていただきます。

こちらは、〇〇氏の意向でお互いの農地を売買するものです。〇〇氏のお母さんが高齢で、畑の水の管理が難しとのことであり、〇〇氏の畑と実質交換するために売買するものです。そちらは自宅からホースで水がかけられるとのことであり、売買を持ちかけられたものです。問題はないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

番号３５から番号３７の日下について、補足があればお願いします。

高橋農業委員

番号３５と３６、３７については関連議案ですので補足説明させていただきます。

まず、３５番につきましては、譲渡人は譲受人の姉でありまして、以前から譲受人が管理耕作していたところを贈与されるものです。

３６番につきましては譲渡人は譲受人の兄弟でありまして、以前から管理耕作していたところを贈与されるものです。

３７番につきましては譲渡人は〇〇〇〇氏の兄の嫁でありまして、以前から譲受人が管理耕作していたところを売買されるものです。

現地調査については９月３０日に行いました。３件ともきちんと管理されており、特に問題はないと考えますのでよろしくをお願いします。

議長（角会長）

番号３８の大崎について、担当委員さんから補足があればお願いします。

松本推進委員

現地調査については１０月２日に角委員と私、松本推進委員で行いました。譲受人は耕作しています。特に問題はないと考えますのでよろしくお願いします。

議長（角会長）

番号３９の和田町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大家推進委員

現地調査については１０月１日に米澤委員と私、大家推進委員で行いました。譲受人と譲渡人は友人関係であり、譲受人は譲渡人の畑を借りて耕作しています。二年前から譲受の希望をされています。現地では甘藷を栽培していました。近所の保育園の芋掘り体験に使われており、今後も続けられるそうです。譲受人の自宅から徒歩２分であり、水やりのポンプも設置されています。きれいに管理されており、許可については問題はないと考えます。以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、6ページ、議案第2号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは7ページ、番号59の彦名町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高尾推進委員

59番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、米子市発注の下水道工事に伴う一時転用で、資材置場・駐車場を計画したものです。一時転用期間は許可日から7か月間です。10月4日に公本委員と私、高尾推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、15～20センチメートル、表土を剥ぎ取り、工事終了後は復元します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号60の大崎を審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

60番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、米子市発注の下水道工事に伴う一時転用で、資材置場を計画したものです。一時転用期間は許可日から令和6年7月末日までです。10月3日に角委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、草刈り後、敷鉄板にて養生し、終了後は資材等を撤去します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号61の河崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

61番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、米子市発注の下水道工事に伴う一時転用で、駐車場を計画したものです。一時転用期間は許可日から令和6年3月31日までです。10月3日に大縄推進委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、私道通行に係る同意、米川土地改良区の意見書を確認して

おります。農地区分は、５００メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号６２の榎原について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田子農業委員

６２番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。１０月２日に大塚推進委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ１．５メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、８ページ番号６３の夜見町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

竹中農業委員

６３番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、進入路を計画したものです。隣接の非農地部分と合わせて、住宅とその進入路を計画しており、本申請地はその進入路の一部分にあたります。

１０月３日に矢倉推進委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、転圧・整地を行います。雨水の排水について、既設道路側溝へ流れる計画で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地は譲渡人の農地のみです。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号６４の下新印から６５の東八幡について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

安井農業委員

64番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、駐車場を計画したものです。9月27日に森中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最高50センチメートルの盛土造成を行い、流出防止措置として土羽打ちを実施します。雨水の排水について、自然流下後、農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、自治会同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

続いて65番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。こちら先ほどの64番と同じ転用事業者となります。場所については画面をご覧ください。転用目的は、駐車場を計画したものです。9月27日に森中推進委員に現地確認を行いました。造成計画は、最高50センチメートルの盛土造成を行い、流出防止措置として土羽打ちを実施します。雨水の排水について、自然流下後、農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページ議案第3号をお願いします。農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき意見を求めます。それでは、10ページ、番号1の大崎について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

当該申請地は平成３０年１２月２１日付けで非農地証明済みであり、今後農業施策を実施する予定もなく、当該申請地を太陽光発電施設用地として利用するため、農振農用地区域の変更申出があったものです。

市の考え方としましては、当該申請地は、既存太陽光発電所用地の北側に隣接し、農用地区域変更後の集团的農用地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積への支障、隣接農地及び周辺の農業用施設への支障も軽微であり、農業振興地域の整備に関する法律第１３条第２項各号に掲げる要件を満たすため、農振農用地区域の変更もやむを得ないと判断しております。

以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨回答することといたします。

続いて、１３ページ、議案第４号をお願いします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、１６ページ番号１０－１から１７ページ番号１０－９までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

16 ページ番号 10－1 から 16 ページ番号 10－3 は、新規設定です。

16 ページ番号 10－4 から 17 ページ番号 10－9 は、再設定です。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、19 ページ、議案第 5 号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。それでは、20 ページ番号 10－1 から 24 ページ番号 10－21 までを一括審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局（石田主任）

20 ページ番号 10－1 から 24 ページ番号 10－20 は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。

20 ページ番号 10－21 は、富益町地区基盤整備事業に加えるため、中間保有するものです。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、27ページ、議案第6号をお願いします。相続税の納税猶予に関する適格者証明について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農用地に係る相続税の納税猶予について、申請者が同法施行令第40条の7第2項の規定に該当する適格者であることを次のとおり証明したいので、審議を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局（渡邊主事）

そういたしますと28ページをお願いいたします。申請者は旗ヶ崎のかたで、農地計6筆6,105平方メートルについて、相続税の納税猶予に関する適格者の証明を受けたい旨の申し出がありました。旗ヶ崎の農地は、住吉地区の泉農業委員、三島推進委員に立ち会っていただき、現地確認をいたしましたところ、適正に耕作、管理されておられました。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただいま事務局より説明のありました審議事項について、何かご意見はございませんか。

無いようですので、申請者は適格者である旨を証明したいと思います。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（古橋事務局長補佐）

報告いたします。

29ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

30ページから31ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、7件を受理しています。

次に、32ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、5件を受理しています。

次に、33ページの非農地現況証明について、3件を証明しています。

次に、34ページから35ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、2件を回答しています。

次に、36ページの農地転用現況確認書交付について、2件を交付しています。

次に、37ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、1件証明しています。

報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（古橋事務局長補佐）

11月10日（金）市役所 旧庁舎3階603会議室におきまして、11月定例総会を開催予定としております。ですが、旧庁舎の会議室は狭いため、変更となる可能性があります。次回開催依頼文書の送付時に正式にご案内いたします。

次に、10月の農地相談会予定ですが、10月20日（金）午後2時から県公民館、10月24日（火）午後2時から春日公民館で開催予定としております。

次に、10月分の活動実績報告書ですが、11月6日（月）までにご提出いただきますと助かります。報告用紙をお配りしておりますが、足りないと思われる方は、出入口付近に用意しておりますので、お持ち帰りください。

私からは以上です

議長（角会長）

そういたしますと、これを持ちまして、第7回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後3時42分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（角会長）

議事録署名委員

議事録署名委員